# 岩倉市指名請負業者決定基準

（趣旨）

第１条　この基準は、市が執行する指名競争入札に係る指名業者の決定の審査事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（審査基準）

第２条　次に掲げる事項の指名競争入札を行うときは、岩倉市入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）に付議し決定する。

(1)　１件の予定価格が２００万円を超える工事又は製造の請負

(2)　１件の予定価格が１５０万円を超える物件の売買

(3)　１件の予定価格が１００万円を超える設計（監理）委託

(4)　１件の予定価格が３００万円を超える委託業務

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

（発注基準）

第３条　岩倉市建設工事請負業者格付基準（昭和５７年４月１日施行）及び岩倉市物件納入等参加者格付基準（昭和５８年１月２６日施行）に基づき資格格付けされた各等級別の発注基準は、別表のとおりとする。

（選定基準）

第４条　建設工事の指名業者を選定しようとするときは、発注工事の種類に対応する許可業種でなければならない。

２　建設工事並びに物件の製造及び購入の指名業者の選定は、岩倉市入札参加資格者名簿において前条の発注基準に対応する等級の業者の中から行うものとする。ただし、必要のある場合はその等級の上位に格付けされた業者の中から行うことができる。

３　格付の対象としない設計（監理）委託及び委託業務の指名業者の選定については、岩倉市入札参加資格者名簿の中から業者の過去の実績等を勘案して行うものとする。

４　指名業者の選定は、次に掲げる事項に留意して適正に行わなければならない。

(1)　履行中の契約件数及び契約高

(2)　履行中の工事及び業務の進捗状況

(3)　履行実績（成績及び技術力）

(4)　倒産、信用性等に関する情報

５　選定する業者の数は、おおむね別表のとおりとする。

６　反社会的な行為を行った者若しくは行うおそれがある者又はこれらの者と密接な交際、かかわり等がある者として関係行政機関から通知があり、選定の対象として不適切であると認めたときは、指名業者に選定しないものとする。

（選定基準の特例）

第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。

(1) 災害復旧等で緊急の必要があるとき。

(2) 特定の技術、機械又は器具を必要とするとき。

(3) 発注する金額に応じる等級に業者がいないとき。

(4) その他特に必要と認めるとき。

（入札の執行依頼及び選定の付議等）

第６条　各課等の長は、第２条第１項各号に規定する事項の指名競争入札を行う必要が生じたときは、委員会の開催日の４日前（岩倉市の休日を定める条例（平成３年岩倉市条例第１号）第１条第１項各号に規定する岩倉市の休日の日数は、算入しない。）までに、別に定める関係資料を添えて、入札の執行について会計管財課長に依頼するものとする。

２　会計管財課長は、指名業者の選定を委員会に付議するときは、岩倉市入札契約審査委員会規程（昭和５７年岩倉市訓令第４号）第６条の規定により、必要な資料を委員会に提出するものとする。

３　会計管財課長は、工事等の種類別に、各業者の指名回数、落札回数、落札合計金額等を、定期的に委員会に報告するものとする。

（指名業者決定に関する事務取扱）

第７条　委員会の委員長は、指名業者を決定したときは、入札者選定調書を作成するものとする。

２　入札者選定調書については、その内容が外部に漏れないように保管しなければならない。

（雑則）

第８条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度委員会において審議し決定するものとする。

附　則

昭和５７年４月１日から適用する。

附　則

昭和５７年１０月１日から適用する。

附　則

昭和５８年１月２６日から適用する。

附　則

昭和６０年９月１日から適用する。

附　則

昭和６２年５月１日から適用する。

附　則

平成２年４月１日から適用する。

附　則

平成６年４月１日から適用する。

附　則

平成８年４月１日から適用する。

附　則

平成１３年２月１日から適用する。

附　則

平成１３年４月１日から適用する。

附　則

平成１７年１０月１日から適用する。

附　則

平成２１年４月１日から適用する。

附　則

平成２７年６月１日から適用する。

附　則

この基準は、平成２９年１０月１日から施行し、同日以後に指名業者の選定を委員会に付議する指名競争入札から適用する。

附　則

この基準は、平成３０年４月１日から施行し、同日以後に指名業者の選定を委員会に付議する指名競争入札から適用する。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条、第４条関係）

等級と建設工事等の発注基準の金額の範囲と入札等の参加人員

建築、その他類する工事

| 等級 | 工事の予定価格金額の範囲 | 参加人員 |
|---|---|---|
| 特Ａ | １００，０００万円以上 | １７人以上 |
| Ａ | １００，０００万円未満 | １４人以上 |
| Ｂ | ３０，０００万円未満 | １２人以上 |
| Ｃ | １０，０００万円未満 | １０人以上 |
| Ｄ | ５，０００万円未満 | ９人以上 |
| Ｅ | １，０００万円未満 | ７人以上 |
| | ５００万円未満 | ５人以上 |

土木、その他類する工事

| 等級 | 工事の予定価格金額の範囲 | 参加人員 |
|---|---|---|
| Ａ | １５，０００万円以上 | １４人以上 |
| Ｂ | １５，０００万円未満 | １２人以上 |
| Ｃ | ８，０００万円未満 | １０人以上 |
| Ｄ | ３，０００万円未満 | ９人以上 |
| Ｅ | １，０００万円未満 | ７人以上 |
| | ５００万円未満 | ５人以上 |

舗装工事

| 等級 | 工事の予定価格金額の範囲 | 参加人員 |
|---|---|---|
| Ａ | １５，０００万円以上 | １４人以上 |
| Ｂ | １５，０００万円未満 | １２人以上 |
| Ｃ | ８，０００万円未満 | １０人以上 |
| Ｄ | ３，０００万円未満 | ９人以上 |
| Ｅ | １，０００万円未満 | ７人以上 |
| | ５００万円未満 | ５人以上 |

水道工事

| 等級 | 工事の予定価格金額の範囲 | 参加人員 |
|---|---|---|
| A | １５，０００万円以上 | １４人以上 |
| B | １５，０００万円未満 | １２人以上 |
| C | ８，０００万円未満 | １０人以上 |
| D | ３，０００万円未満 | ９人以上 |
| E | １，０００万円未満 | ７人以上 |
| | ５００万円未満 | ５人以上 |

物件の製造、購入

| 等　級 | 物件の製造又は購入の<br>予定価格金額の範囲 | 参加人員<br>（紙入札） | 参加人員<br>（電子入札） |
|---|---|---|---|
| A | ３，０００万円以上 | ７人以上 | ９人以上 |
| B | ３，０００万円未満 | | |
| C | ２，０００万円未満 | | |
| D | ５００万円未満 | ５人以上 | ７人以上 |

設計委託及び委託業務

| 設計委託及び委託業務の<br>予定価格金額の範囲 | 参加人員<br>（紙入札） | 参加人員<br>（電子入札） |
|---|---|---|
| １５，０００万円以上 | １２人以上 | １４人以上 |
| １５，０００万円未満 | １０人以上 | １２人以上 |
| ８，０００万円未満 | ８人以上 | １０人以上 |
| ３，０００万円未満 | ７人以上 | ９人以上 |
| １，０００万円未満 | ５人以上 | ７人以上 |